

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和5年8月10日

さいたま地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

1 犯罪被害財産支給手続番号 さいたま地方検察庁 令和5年第2号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和5年8月10日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和3年9月1日から同月14日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人が、氏名不詳者らと共謀の上、いわゆるすり替え型の特殊詐欺受け子出し子として被害者方に赴き、被害者等名義のキャッシュカードをすり替え窃取し、同キャッシュカードを使って現金自動預払機から現金を引き出した行為（犯行の手口につき後記4(3)参照）。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 現金自動預払機を管理する金融機関及び引出日時

ア セブン銀行 令和3年9月1日午後1時18分頃から同日午後1時20分頃

イ 七十七銀行 令和3年9月1日午後1時28分頃から同日午後1時32分頃

ウ ゆうちょ銀行 令和3年9月6日午前11時48分頃

エ 七十七銀行 令和3年9月6日午後3時58分頃から同日午後4時3分頃

オ 三井住友銀行 令和3年9月7日午後零時1分頃  
カ みずほ銀行 令和3年9月7日午後零時22分頃から同日午後零時26分頃  
キ セブン銀行 令和3年9月7日午後零時33分頃から同日午後零時37分頃  
ク ゆうちょ銀行 令和3年9月7日午後零時48分頃  
ケ 西武信用金庫 令和3年9月7日午後1時6分頃  
コ ゆうちょ銀行 令和3年9月9日午後6時4分頃から同日午後6時5分頃  
サ セブン銀行 令和3年9月9日午後6時23分頃  
シ セブン銀行 令和3年9月13日午前10時56分頃から同日午前10時59分頃  
ス ゆうちょ銀行 令和3年9月13日午前11時19分頃から同日午前11時24分頃  
セ セブン銀行 令和3年9月14日午後零時21分頃から同日午後零時27分頃  
ソ ゆうちょ銀行 令和3年9月14日午後零時31分頃から同日午後零時34分頃  
タ ローソン銀行 令和3年9月14日午後2時7分頃から同日午後2時9分頃  
チ セブン銀行 令和3年9月14日午後2時15分頃

(2) キャッシュカード等を管理する金融機関

ゆうちょ銀行、川口信用金庫、みずほ銀行、東北銀行、七十七銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、西武信用金庫

(3) 犯行の手口

氏名不詳者等は、警察等を装って被害者に架電し、キャッシュカードが不正利用されているとの名目で、被害者にキャッシュカードを準備させ、自宅に来た財務局職員に対応するよう伝える。

氏名不詳者の指示の下、被害者宅に行った被告人は、被害者が玄関にキャッシュカード入りの

封筒を置いたままその場を離れた隙に、予め用意していたトランプの入った封筒とすり替えて、キャッシュカードを窃取する。

被告人は、被害者から窃取したキャッシュカードを用いて、現金自動預払機から現金を引き出して得た犯罪収益のうち、自身の報酬である10パーセントを自己のものとして受け取り、残りを氏名不詳者に手渡した。

5 開始決定の時における給付資金の額 金310万円

6 支給申請期間 令和5年8月10日から同年10月10日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人の氏名 高木 和仁

(2) 裁判年月日 令和4年11月30日 さいたま地方裁判所川越支部（令和4年12月24日確定）

(3) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、令和3年9月1日から同月14日までの間、被害者3名からキャッシュカード合計7枚をすり替え窃取し、不正に入手したキャッシュカードを使用して、26回にわたり、現金自動預払機から現金合計548万6,000円を窃取した。

（罪名）窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒330-8572 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

さいたま地方検察庁 被害回復給付金事務担当 電話番号048-863-2221（代表）

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の

翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（さいたま地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。

- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（さいたま地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。